

令和七年  
十一月  
青森県議会第三百二十四回定期会議録 第六号

令和七年十二月八日（月）議事日程 第六日

午後一時開議

## 第一、各常任委員長報告

### 第三、議案第一号から議案第二十三号まで及び請願・陳情に対する討

論、採決

第四、各常任委員会に係る特定付託案件の閉会中の継続審査採決

第五回  
発議第四号から発議第八号までに採決された付託及び討論はいずれも省略し採決

第六、議員派遣採決

本日の会議に付した事件

## 第一、各常任委員長報告

第一、各常任委員長報告に対する質疑  
第三、議案第一号から議案第三十三号

論、採決

第四、各常任委員会に係る特定付託案件の閉会中の繼續審査採決

第五 発議第四号から発議第ノ号までに は 捩  
会付託及び討論はいずれも省略し採決

## 第六、議員派遣採決

午後一時開議

出席議員四十八名

四十七番	四十五番	四十三番	四十一番	三十九番	三十七番	三十五番	三十九番	三十七番	三十五番	三十三番	三十一番	二十九番	二十七番	二十五番	二十三番	二十一番	十九番	十七番	十五番	十三番	十一番	九番	七番	五番	三番	一番
伊吹信	田中順	藤悦	工兼	清水	山谷	川村	山田	山田	櫛引	高橋	寺田	花田	吉田	俣田	鶴賀谷	池田	和田	成田	大崎	吉田	坂田	大平	澤田	本原	小笠	工藤慎
一	造	光	知	文	悟	ユキ子	一	也	修	達	榮	介	洋	貴	勲	司	寛	陽	光明	光	ゆかり	修	子	宏	大佑	貴之
四十八番	四十六番	四十四番	四十二番	四十番	三十八番	三十六番	三十八番	三十六番	三十四番	三十二番	三十番	二十八番	二十六番	二十四番	二十二番	二十番	十八番	十六番	十四番	十二番	八番	六番	四番	二番	工藤	
鹿内	田名部	阿部	森内	三橋	丸井	安藤	今堀	三橋	安藤	今堀	夏堀	蛭沢	齊藤	谷川	田端	高畑	紀人	木明	福士	後藤	北向	蕃	堀嘉一郎	孝昭	由樹	工藤悠
定博	男	定	広悦	之保留	晴美	裕博	晴博	浩一	正勝	浩爾	政爾	深雪	人子	人子	人子	人子	人子	彦	敏彦	清安	安	一郎	弘	貴弘	平	工藤貴

出席事務局職員	局長工藤康成	次長伊藤敏
議事課長角田正人	総括主幹下村恭	
総括主幹専員中野弥寿喜	主幹山口友二	
主査中畠祥将		

地方自治法第二百二十二条による出席者

知事宮下宗一郎	副干事小谷知也
副干事奥田忠雄	総務部長澤純市
副干事奥田忠雄	財務部長千葉雄文
副干事奥田忠雄	総合政策部長後村文子
副干事奥田忠雄	こども家庭部長若松伸一
副干事奥田忠雄	交通・地域社会部長船木久義
副干事奥田忠雄	環境エネルギー部長豊島信幸
副干事奥田忠雄	健康医療福祉部長守川義信
副干事奥田忠雄	経済産業部長上沢謙一
観光交流推進部長斎藤直樹	農林水産部長新屋孝文
農林水産部長新屋孝文	国土整備部長成田澄人
危機管理局長国際・障害者局長	危機管理局長出崎和夫
会計管理者	会計管理者小坂秀滋
病院事業管理者	病院事業管理者大山潮人
教育次長	教育次長坂上口佳
公安局長	公安局長苗晋

○議長（工藤慎康）

ただいまより会議を開きます。

◎議会報告

○議長（工藤慎康）十一月二十日に配付した議会報告第四号につきまして、訂正がありましたので、配付しております。

警察本部長安田貴司	警務部長中村誠
監査委員佐々木知彦	監査委員事務局長松田大
人事委員長奥崎栄一	人事委員会事務局長工藤正明
選挙管理委員長鶴岡真治	選挙管理委員会事務局長平尾悠樹

議会報告第4号の訂正について

(別紙)

(誤)

No. 1

令和7年1月20日に配付した議会報告第4号について、別紙のとおり訂正する。

令和7年1月20日

青森県議会議長 工藤慎康

派遣議員	田名部定男、今博、鶴賀谷貴、高畠紀子、夏堀嘉一郎、小笠原大佑
派遣期間	令和7年10月22日から10月24日まで
派遣場所及び目的	1 岐阜県郡上市 小水力発電「石徹白水力発電所」の取り組みに関する調査 2 岐阜県美濃市 岐阜県立森林文化アカデミーでの林業振興施策の取り組みに関する調査 3 岐阜市立草津中学校での学びの多様化学校の取り組みに関する調査 4 愛知県名古屋市 (1) 愛知県でのペロブスカイト太陽電池推進の取り組みに関する調査 (2) 愛和芸術文化センターでの文化芸術活動の取り組みに関する調査
派遣結果	議員派遣結果報告書のとおり

(正)

No. 1

派遣議員	田名部定男、今博、鶴賀谷貴、高畠紀子、夏堀嘉一郎、小笠原大佑
派遣期間	令和7年10月22日から10月23日まで
派遣場所及び目的	1 岐阜県郡上市 小水力発電「石徹白水力発電所」の取り組みに関する調査 2 岐阜県美濃市 岐阜県立森林文化アカデミーでの林業振興施策の取り組みに関する調査 3 岐阜市立草津中学校での学びの多様化学校の取り組みに関する調査 4 愛知県名古屋市 (1) 愛知県でのペロブスカイト太陽電池推進の取り組みに関する調査 (2) 愛和芸術文化センターでの文化芸術活動の取り組みに関する調査
派遣結果	議員派遣結果報告書のとおり

令和7年12月4日

◎ 委員会審査報告

青森県議会議長 工藤慎康殿

○議長（工藤慎康） 各委員長からの委員会審査報告書及び請願・陳情審査報告書が提出されましたが、配付しておつかず。

総務政策なども委員会  
委員長 清水悦郎

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので  
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年11月19日
審査案件	特定付託案件（財政対策等、総合的な企画調整及びことごとくに付する施策の総合調整について）
審査年月日	令和7年12月4日
審査案件	議案14件 請願1件 所管事項
審査結果	議案 原案可決14件 請願 採択1件
閉会中の審査申出	本委員会は特定付託案件（財政対策等、総合的な企画調整及びことごとに付する施策の総合調整について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和7年12月4日

青森県議会議長 工藤慎康 殿

青森県議会議長 工藤慎康 殿

環境厚生委員会  
委員長 谷川政人

農林水産委員会委員長 和田寛司

### 委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので  
会議規則第77条の規定により報告する。

#### 記

審査年月日	令和7年11月19日
審査案件	特定付託案件（生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について）
審査年月日	令和7年12月4日
審査案件	議案8件 陳情1件 所管事項
審査結果	議案 原案可決8件 陳情 不採択1件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（生活環境等の整備、エネルギー総合対策、健康福祉対策及び病院事業の運営について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

審査年月日	令和7年11月19日
審査案件	特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）
審査年月日	令和7年12月4日
審査案件	議案2件 所管事項
審査結果	議案 原案可決2件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（農林畜産及び水産業の振興対策について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和7年12月4日

青森県議会議長 工藤慎康殿

青森県議会議長 工藤慎康殿  
経済交通観光委員会  
委員長 瓢池勲

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので  
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年11月19日
審査案件	特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）
審査年月日	令和7年12月4日
審査案件	議案4件 所管事項
審査結果	議案 原案可決4件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

審査年月日	令和7年11月19日
審査案件	特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）
審査年月日	令和7年12月4日
審査案件	議案4件 所管事項
審査結果	議案 原案可決4件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（教育環境の整備及び警察の管理運営について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

青森県議会議長 工藤慎康殿

文教公安委員会  
委員長 成田陽光

委員会審査報告書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので  
会議規則第77条の規定により報告する。

記

審査年月日	令和7年11月19日
審査案件	特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）
審査年月日	令和7年12月4日
審査案件	議案4件 所管事項
審査結果	議案 原案可決4件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（商工業及び観光の振興並びに交通体系の整備について）について閉会中もなお継続審査を要するものと決定した。

令和7年12月4日

委員会報告第1号

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

令和7年12月4日

建設危機管理委員会

委員長 橋引 ユキ子

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

総務政策こども委員会  
委員長 清水 悅 郎

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので  
会議規則第77条の規定により報告する。

記

請願審査報告書

本委員会は付託された請願について審査の結果、下記のとおり決定したから会議規  
則第93条第1項の規定により報告する。

記

請願

受理番号	第5号 合和7年11月27日受理
件名	青森県私学助成についての請願書
提出者	青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉369-1 青森県私立高等学校保護者会連合会
審査年月日	令和7年12月4日
審査案件	議案9件 所管事項
審査結果	議案 原案可決9件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営 並びに危機管理及び防災対策について）について閉会中もなお継続審査 を要するものと決定した。

審査年月日	令和7年11月19日
審査案件	特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営並びに危機 管理及び防災対策について）
審査年月日	令和7年12月4日
審査案件	議案9件 所管事項
審査結果	議案 原案可決9件
閉会中の継続審査申出	本委員会は特定付託案件（道路河川等の整備及び工業用水道事業の運営 並びに危機管理及び防災対策について）について閉会中もなお継続審査 を要するものと決定した。

令和7年12月4日

## ◎ 各委員長報告

青森県議会議長 工藤慎康殿

環境草生委員会

委員長 谷川政人

○議長（工藤慎康） 議案第一号から議案第三十二号まで及び請願陳情を一括議題として、各委員長の報告を行います。

総務政策いじめ委員会委員長、四十二番清水悦郎議員の登壇を求めます。——清水議員。

## 陳情審査報告書

本委員会は付託された陳情について審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第93条第1項の規定により報告する。

## 記

## 陳情

受理番号第4号 令和7年11月27日受理

件名 2027年度介護保険制度改定に関する陳情書

提出者 青森市第二問屋町2丁目8-19

生活クラブ生活協同組合 青森

代表 廣田 和香

## 審査概要

(不採択)

R7.12.4 「趣旨を了として採択すべき」との意見と、「介護保険制度の改正は、専ら国の所管する事項で、国の責任において議論し判断するものであり、県では、必要な制度の改善を図ること、及び訪問介護の介護報酬について地方の実情を考慮するよう、全国知事会を通じて国に要望していることから、本陳情については、不採択とすることが望ましい。」との意見があり、採決の結果、不採択と決定。

○議長（工藤慎康） 総務政策いじめ委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

同委員会は、去る四日を開催し、本会議より付託されました議案十四件及び請願一件について審査の結果、議案第一号中所管分、議案第十一号、議案第十三号及び議案第一十四号は多数をもつて、その他の議案については、いずれも満場一致をもつて原案を承認可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なものを以下、その概要を申し上げます。

「あおむり米子育て応援事業について、追加分の支給額を五千円とした考え方について回った」との質疑に対し、「本事業においては、直近の米の小売価格を参考に、九月補正予算での計上額と合わせて県産米十キログラムを購入できる金額を妥安として支給額を設定した」との答弁がありました。

## このほか

「へ、田川・プラス青い森の供用開始時期等について

「へ、青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センターの指定管理について

等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

また、請願の審査結果については、委員会報告第一号のとおりであります。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） 環境厚生委員会委員長、二十六番谷川政人議員の登壇を求めます。——谷川議員。

○環境厚生委員会委員長（谷川政人） 環境厚生委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る四日開催し、本会議より付託されました議案八件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「ツキノワグマ被害防止緊急対策事業の内容等について、環境エネルギー部において、職員等への装備、資機材を整備することとした目的と内容について伺いたい」との質疑に対し、「今後ツキノワグマ対策では、自然保護課職員が緊急銃猟の実施に際して、市町村からの応援要請を受けて現場対応に当たることも想定されることから、職員の安全を守るために必要なヘルメット、防護服、プロテクター等を整備することとしたものである」との答弁がありました。

このほか、診療所の承継・開業支援事業費補助の内容等について等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

また、陳情の審査結果については、委員会報告第一号のとおりであります。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） 農林水産委員会委員長、十九番和田寛司議員の登壇を求める。——和田議員。

○農林水産委員会委員長（和田寛司） 農林水産委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る四日開催し、本会議より付託されました議案二件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「ツキノワグマ被害防止緊急対策事業に農林部門として取り組むこととした経緯について伺いたい」との質疑に対し、「今年度はツキノワグマの出没件数が過去最多となっていることから、自然保護課など関係課と連携して県の体制を強化することとした。農林水産部としては、各農林水産事務所の職員が来年春先から現場で対応できる体制を整備するため、本事業を実施することとしたところである」との答弁がありました。

次に、「ホタテガイ親貝確保緊急対策事業の内容等について、令和五年に実施した親貝確保基金における採苗効果と本事業による採苗効果について伺いたい」との質疑に対し、令和五年度の九月補正予算で補助した親貝確保基金により、本来は令和六年一月から三月に出荷される約五千トンの親貝の出荷が抑制されたことにより、同年五月下旬に行つた全湾での付着稚貝調査では、東湾で前年比四十一・三倍、西湾で前年比二・二倍の稚貝付着が確認されており、十分な稚貝の確保につながったものと考えている。令和五年同様、ホタテガイの親貝が少ない中にあっても、本事業の実施により、令和八年春の採苗数が一定程度確保できるものと見込んでいる」との答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） 経済交通観光委員会委員長、二十一番菊池勲議員の登壇を求める。——菊池議員。

○経済交通観光委員会委員長（菊池 勲） 経済交通観光委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る四日開催し、本会議より付託されました議案四件について審査の結果、議案第二十五号は多数をもって、その他の議案については、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申

し上げます。

「青森県立三沢航空科学館の指定管理者選定の経緯について伺いたい」との質疑に対し、「三沢航空科学館の令和八年度からの指定管理者について公募したところ、ジャンプアップみさわの一団体から応募がありました。当該団体の応募書類について審査委員会が審査を行った結果、地域と連携した取組が評価できる、科学教育、人材育成のコンセプトが明確である、管理運営体制が整備されているなどの点が評価され、指定管理者の候補者に選定した」との答弁がありました。

次に、「指定管理者の候補者が提出している事業計画における入館者数増加に向けた取組の内容について伺いたい」との質疑に対し、「春休みや夏休み期間における特別展の開催、冬季閉散期の底上げのため、クリスマスなどに合わせた工作イベント、青少年の科学に対する理解を深めるワークショップやサイエンスショー、三沢市及び周辺市町村の小学校へのイベントチラシの配布などを実施することとしている」との答弁がありました。

このほか

一つ、三沢航空科学館の設置目的と指定管理者の業務内容について  
一つ、ジャンプアップみさわを構成する事業者の主な役割について  
等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わりります。

○議長（工藤慎康） 文教公安委員会委員長、十五番成田陽光議員の登壇を求めます。——成田議員。

○文教公安委員会委員長（成田陽光） 文教公安委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る四日に開催し、本会議より付託されました議案四件について審査の結果、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申

し上げます。

「クマ対策用資機材整備事業について、昨年度の補正予算では整備していかなかった下半身用防護衣を今回の補正予算で整備することとした理由について伺いたい」との質疑に対し、「昨年は、熊に襲われ死亡した事案等の人的被害が続発したため、特に警察官の顔面、頭部の安全を確保するために上半身用の防護衣を整備したところである。本年は、昨年に増して熊が出没しているほか、人的被害も発生していることから、より一層の警察官の安全確保と受傷被害防止が必要と考え、新たに下半身用の防護衣を整備することとした」との答弁がありました。

このほか

一つ、七戸養護学校校舎増築工事期間中における児童生徒及び教職員の安全確保の取組について  
一つ、運転免許証作成交付経費の増額の算出根拠について  
等の質疑があり、それぞれ答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） 建設危機管理委員会委員長、三十三番櫛引ユキ子議員の登壇を求めます。——櫛引議員。

○建設危機管理委員会委員長（櫛引ユキ子） 建設危機管理委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る四日開催し、本会議より付託されました議案九件について審査の結果、議案第二十七号は多数をもって、その他の議案については、いずれも満場一致をもって原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程における質疑の主なるものについて、その概要を申し上げます。

「岩木川流域下水道の発生汚泥の肥料化に係る施設の指定管理に当たり、肥料化施設の整備状況について伺いたい」との質疑に対し、「肥料化施設は、岩木川流域下水道の岩木川浄化センターに整備することとして令和五年六月に着工し、建築工事はほぼ完了し、現在は残る舗装等の

外構工事を実施しているところであり、計画どおり来年三月に完成する見込みとなつてゐる。現在、施設内では設備機器等の試運転を兼ねて肥料サンプルの製造を行つております。来年四月からの施設稼働に向けて準備を進めているところである」との答弁がありました。

以上、審査の概要を申し上げ、報告を終わります。

○議長（工藤慎康） 以上をもつて各委員長の報告を終わります。

◎ 各委員長報告に対する質疑

○議長（工藤慎康） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 質疑なしと認めます。

◎ 討論

○議長（工藤慎康） これより討論を行います。

討論は議題外にわたらないよう簡明に願います。

一部反対討論、三十六番安藤晴美議員の登壇を許可いたします。——  
安藤議員。

○三十六番（安藤晴美） 日本共産党の安藤晴美です。第三百二十四回定例会に提出された議案と請願陳情についての一部反対討論を行います。

日本共産党は、議案第一号から議案第三十三号のうち二十七本と、請願受理番号第五号、陳情受理番号第四号に賛成し、議案六本に反対いたしました。

一部を改正する条例案」、第十八号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」、第二十四号、第二十五号、第二十七号の「公的施設の指定管理者の指定の件」であります。

その主なる反対理由を述べさせていただきます。

第十一号と第十三号は、青森県人事委員会の勧告であるにせよ、物価高騰に苦しむ県民の置かれている状況を勘案し、特別職と議員の期末手当の引上げは控える必要があると考えます。

第十八号は、第十七号と共に、国の教員給与特別措置法、いわゆる給特法改正に基づくものであります。給特法は、教員の時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額を支給するものであり、このたびの改定は、その教職調整額を給与四%から一〇%への引き上げ、併せて義務教育等教員特別手当の学級担任の手当額月額三千円の加算、多学年学級担当手当の加算廃止などとする内容となっていきます。この改定によって追い詰められている学校の状況を変えることにはならず、今必要なことは、教員の働き方改革と併せて教員定数の改善を図ることだと考えます。こうした考え方をしながらも実質調整額が上がることから、第十七号には賛成いたします。

しかし、第十八号の多学年学級担当手当の加算廃止については、多学年学級担任への手当として、これまで三学年持つ場合は日額三百五十五円、二学年を持つ場合は日額一百九十円の加算であつたものを廃止し、新たに学級担任の手当額に月額三千円を加算することとするものであります。実質手当の減額となり、多学年学級担当教員の大変さに考慮しない扱いとなることは問題だと考えます。

議案第二十四号、第二十五号、第二十七号は指定管理者の件で、青森県男女共同参画センター及び子ども家庭支援センターの指定管理者を警備、清掃、鉄鋼、土木に関わる三社で構成する未来へつなぐネットあおもりグループへ、岩木川流域下水道の発生汚泥の肥料化に係る施設の指定管理者をPPP（官民連携）手法の一つであるDBO（設計、建設、

運営一体）方式による事業スキームとした上で、本年九月五日に法人格を取得したばかりの株式会社S & K青森へ、三沢航空科学館の指定管理者を清掃管理、警備、調査企画などの二社と特定非営利活動法人で構成する団体「ジャンプアップみさわ」へという提案であります。公共施設の管理者に利益を生むことを目的としている企業に指定させるべきではないと考えます。

また、指定管理者選定が五年に一度行われるのは長期固定化による弊害を防ぐためであるはずなのにもかかわらず、競争相手もなく、何期にもわたつて企業が関わるところに管理者として指定すること自体、指定管理者制度のひずみが生じていると言わざるを得ません。しかしながら、おののの設置目的については、男女共同参画社会及び子育て支援社会の形成促進、岩木川浄化センター汚泥有効利用、科学に関する知識を普及することによって、青少年が科学に対する理解と関心を深めるというものであり、その必要性については了とするものです。

なお、補正予算に盛り込まれた未来につなぐ陸奥湾ホタテガイ養殖業再生緊急対策事業、あおもり米子育て応援事業、生活困窮者に対する灯油購入費助成事業費補助、ツキノワグマ被害防止緊急対策事業は、特に市町村や関係団体と連携し、窮地に置かれたホタテ養殖の現状打開、県民の暮らし応援と安全のために、速やかに各事業が進められるよう御尽力されることを求めます。

青森県私学助成についての請願書及び一〇一七年度介護保険制度改革に関する陳情書は、どちらも県民の皆さん的生活や教育環境に直結する課題であり、賛成するものです。

以上をもちまして、一部反対討論といたします。

○議長（工藤慎康） 賛成討論、二番工藤貴弘議員の登壇を許可いたしました。——工藤貴弘議員。

○二番（工藤貴弘） ただいま議長より最後の登壇を許されました自由民主党の工藤貴弘でございます。

賛成討論を行います。

本定例会に提出され、本日採決に付されますのは、議案第一号から議案第九号まで及び議案第三十三号の補正予算案十件、議案第十号から議案第二十号までの条例案十一件、議案第二十一号から議案第三十二号までの単行議案十二件であり、その全てに賛成するものであります。

まず、議案第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第三号）案」のうち、陸奥湾ホタテガイの緊急対策について見解を申し上げます。これまでの対策に加え、親貝確保の取組に向けた関係団体による基金造成を支援するものであります。海洋環境の激変に伴う本県の主要産業の危機的事態に対し、引き続き関係者一丸となつて乗り越えていく必要があるものと考えます。あわせて、長期的な視点で産業の在り方を検討するとのことがあります。生産者や加工業者などの声を十分踏まえながら、多角的な議論を行つていただきたいと思います。

次に、議案第三十三号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第四号）案」のうち、ツキノワグマ被害防止緊急対策について見解を申し上げます。

近県を含む多数の人身被害の発生や、例年の冬眠時期においても市街地での出没が確認されるなど、異常事態となつております。本補正予算により、県や市町村の万全の体制を構築した上で、国のクマ被害対策パッケージに基づく対応とも足並みを合わせ、一人も人身被害を出さないという強い意志の下、引き続き県民の命と暮らしを守るためにの対応をお願いいたします。

最後に、議案第十七号「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」についてです。

法改正を踏まえ、いわゆる教職調整額の段階的な引上げが始まりますが、この待遇改善が確実に教員の確保や質の向上、ひいては本県の教育環境の向上につながるよう、教員の働き方改革等も含め、総合的に取り組んでいただきたいと思います。

以上を申し上げ、賛成討論を終わります。

○議長（工藤慎康） 一部反対討論、十二番後藤清安議員の登壇を許可いたします。——後藤議員。

今定例会に提出されました議案のうち、参政党会派といたしまして、議案第三号「令和七年度青森県港湾整備事業特別会計補正予算（第二号）案」と、議案第二十四号「公の施設の指定管理者の指定の件」の二件について反対、それ以外の全てに賛成いたしました。

以下、その反対理由を述べさせていただきます。

まず、議案第二十四号について申し上げます。

本議案では、青森県男女共同参画センター及び子ども家庭支援センターの指定管理者として、引き続き、未来へつなぐネットあおもりグループを指定する内容となつておりますが、私はこの指定に対して疑問を抱かざるを得ません。令和五年六月に実施された離婚に関する講座では、別居の際には、まず子供を連れて出たほうがよいと受け取れる発言がなされ、実子誘拐、連れ去りを助長しかねないと重大な懸念が寄せられました。子の連れ去りは、刑法第二百二十四条、未成年者略取・誘拐罪に当たる犯罪です。

令和六年には苦情等部会が三度にわたって開催され、最終的に、ホームページ掲載に当たって適式な手続が行われていなかつたとの調査結果が出されました。しかし、評価書には苦情等の問題は発生していないとの記載があり、これは明らかに虚偽報告です。この事案に関する県の認識と評価体制の信頼性に大きな乖離があることも指摘し、訂正と改善を求めます。

また、この問題の本質は掲載手続ではありません。講座の企画そのものが現行法や社会常識に照らして不適切であつたという根本的な問題であり、指定管理者としての適性が問われるべきと考えます。

この講座は、その後、中止されたとのことですが、女性のための法律

相談は現在も継続されています。個室で行われる相談の中で、仮に同様の発言が繰り返された場合、それを誰がどうチェックし、責任を取るのか、長年同じ事業者が指定管理者となつていて思想的に偏った弁護士事務所との癒着や利権が絡んでいないのか、その体制は極めて不透明です。よつて、私は、この指定管理者の継続は妥当ではないと判断し、議案第二十四号に反対いたします。

続いて、令和七年度十一月補正予算案のうち、議案第三号「令和七年度青森県港湾整備事業特別会計補正予算（第二号）案」、青森港油川地区ふ頭用地造成事業及び津軽港ふ頭用地造成事業における債務負担行為の設定について申し上げます。

これらの事業は、青森県沖日本海南側の洋上風力発電事業を前提に進められているものです。しかし、国内外の情勢を見る限り、この前提自体が既に大きく崩れています。

今年八月、三菱商事と中部電力は、千葉県沖、秋田県沖の三つの海域で進めていた洋上風力発電事業から正式に撤退すると発表しました。この案件は、一〇二一年に政府初の大型洋上風力公募で三菱商事連合が落札したものでしたが、インフレによる建設費の高騰などにより採算が合わなくなりました。国内最大級の事業者でさえ撤退に追い込まれる現実が突きつけられています。

秋田県は、先日五日、三菱商事が秋田県沖の洋上風力発電事業から撤退することを受けて実施した県内企業の影響調査について、結果の詳細を公表ましたが、先行投資した十二社のうち、融資を受けて投資した六社、計十六億円に対して、県が利子の一部を助成するという驚きのニュースが報じられました。

十一月十一日のデイリー新潮の記事では、「お先真っ暗な「洋上風力発電」 三菱商事撤退で経産省はパニックに」という見出しで、「経産省がいま、最も恐れているのは「撤退ドミノ」である」と書かれております。

また、キヤノングローバル戦略研究所研究主幹の杉山大志氏は、「洋上風力事業に象徴されるように、日本政府のグリーントランクスフォーメーション（GX）計画は、高価な技術を補助金漬けで導入するものだ。だがこれでは技術のコスト低減は望めず、予算は無駄遣いになる。高価な技術が世界に売れるという政府の見通しも甘すぎて非現実的だ。政府のGX政策は廃止すべきだ。さもなければ、日本経済は衰退する一方である」と述べています。

十月二十四日に青森市で開催されました東北エネルギー懇談会主催のエネルギー講演会においては、常葉大学名誉教授であり、国際環境経済研究所副理事長兼所長の山本隆三氏が、洋上風力による産業振興は極めて困難であると明言されました。山本氏は、ヨーロッパやアメリカでの撤退・中止事例を紹介し、建設費高騰や関連部品の多くが海外製であることから、地域経済に与える効果が限定的であり、持続可能性に欠けると指摘しています。

再生可能エネルギーの導入拡大で国民負担は確実に増えています。エネによる電力は、FIT制度により、最終的には賦課金として国民が支払う電気料金に上乗せされますが、二〇二五年度の標準家庭、月の使用量四百キロワット時の賦課金は月額で約千六百円、年間で二万円近くに達します。政府は、物価高騰対策で電気・ガス代を補助してきましたが、その一方で賦課金は増加傾向であり、知らないうちに実質増税を強いるられている状況です。現在の賦課金は太陽光や陸上風力の電力買取りのために発生していますが、これに洋上風力も加われば、さらに国民負担は増すでしょう。

また、十一月五日、山口県の長周新聞には、「風力の送電線から強い電磁波 秋田県能代市の学校付近で測定 懸念される健康被害」という見出しで取材記事が掲載されました。能代市内の市民が散歩したり、ジギングをしたりする道や中学校付近の道路では三十マイクロテスラ以上といった極めて強い電磁波が測定されたということで、超低周波電

磁波に長期間曝されることで小児白血病の発症リスクが有意に高くなる十分な科学的根拠があるという内容でした。経済、国際政治、健康医療、環境、そして自衛隊の通信に影響を及ぼすおそれのある国防、あらゆる専門家が警鐘を鳴らしています。

こうした状況の中で、青森県が不確実性の高い洋上風力を前提にした港湾整備に十一億円規模の債務負担を設定することは、将来的な負の遺産となりかねません。よって、本議案に反対いたします。

世界は再エネ一边倒から、現実的かつ持続可能なエネルギー政策へとかじを切り始めています。青森県政も今こそ立ち止まり、一部の目先の利益ではなく、一般県民の声と国際情勢を正しく見極めた上での宮下知事の英断を求めます。

以上、参政党より一部反対討論といたします。

○議長（工藤慎康） 一部反対討論、四十八番鹿内博議員の登壇を許可いたします。——鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 無所属、鹿内です。一部反対討論を行います。反対の議案は、第一号、第十七号、第二十四号で、他は賛成であります。反対の理由を述べます。

第一号「令和七年度青森県一般会計補正予算（第三号）案」中、債務負担行為の補正並びに第二十四号「公の施設の指定管理者指定の件」の県男女共同参画センター並びに県子ども家庭支援センターの指定管理には同意できないからであります。

両センターは、虐待やDV、生き方、そして人間関係等の相談などを通じて、子供の健やかな成長と家庭の幸せ並びに男女共同参画社会の実現を目指し、命と未来に関わる内容であり、指定管理よりも県直営事業が望ましいと考えます。

両センターの業務は、専門性、継続性、安定性が求められておりますが、指定管理期間は五年間の期間が定められ、事業者及び職員にとっては不安を持って職務遂行せざるを得ませんし、また、長期的視点に立つ

た職員研修や事業の展開は限界があります。

相談する県民の立場に立つてみると、指定管理期間が過ぎれば相談員も変わる可能性が高く、継続的な相談支援活動に不安があります。

さらに、給与等についても、五年間で指定管理料の人件費の額が定められ、物価上昇や公務員給与の引上げ等による昇給等については事業者に委ねられ、給与面での不安があります。それらの点を踏まえれば、県直営が長期的な視点で専門的な職員研修を行い、相談事業も継続して行うことができ、給与面等についても昇給等が保障され、安心ができるわけあります。

議案第十七号は、義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額を改定し、指導改善研修被認定者に調整額を支給しないというものであります。が、調整額は法で給料とみなされ、また、休職者や外国の地方公共団体等の機関など、並びに公益的法人等に派遣される方には支給されるわけでありますので、この点を考えれば被認定者にも支給すべきだと考えます。

次に、今定例会で議論がありました課題について所見を述べます。

今日の地元紙に、衆議院定数減について宮下知事は、明快に賛成と答え、その理由も述べています。私の一般質問の憲法等の問題にも、このように知事の明快な答弁を期待しましたが、かないませんでした。それは、一般質問期間中、知事が病気により欠席されたからであります。私は、その欠席を責め、あるいは批判する考えは全くありません。病気は私にもあり得ることで、また、事故や災害等の不測の事態もあり得ます。

したがつて、今後の県議会運営の課題として、知事並びに議員の病気や事故、災害等の緊急的な事態に対応する議会日程の調整について検討すべきだと意見として申し上げます。

私が今定例会で特に知事の見解をお尋ねしたかったのは、歴史を教訓とする県政の在り方についてであります。さきの大戦の歴史を振り返る

と、原子力政策歴史とあまりにも似ています。

満州に夢があるとして満州国が樹立され、多くの日本人が開拓等で満州に渡りました。また、大東亜共栄圏を目指してアジアへの出兵がなされ、その結果は知つてのとおりであります。それは、四十年前に国が核燃料サイクル政策は夢の原子炉、高速増殖炉時代を担う政策と宣伝したのと似ています。また、リスクと将来像を示さない、国民的議論をせず、一部の人が決める、しかし、誰も責任を取らない、反省と教訓が生かされない、国民の負担と犠牲が伴う、将来に負の遺産を押しつける等々が両方も似ています。

昭和十六年の今日、十二月八日、日本軍はアメリカ真珠湾を攻撃し、太平洋戦争が始まりました。しかし、昭和十六年十二月八日が突然起きたわけではなく、その始まりは、昭和六年九月十八日に当時の中華民国柳条湖での日本軍関東軍による鉄道爆破事件から始まつた満州事変であつたと考えます。それは終息せず、満州国の樹立……

○議長（工藤慎康） 鹿内議員、議題外です。発言をやめてください。

○四十八番（鹿内 博） 七月七日、中華民国盧溝橋で起きた日本軍と中国国民党軍の……

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 衝突に端を発した日中戦争で、戦火は……

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 拡大されました。私たちは歴史に学び、同じ過ちを繰り返さない……

○議長（工藤慎康） 議員、議題外です。鹿内議員、発言をやめてください。

○四十八番（鹿内 博） 防衛費を増額せず、非核三原則を堅持すべきと考え、この場所からの一部反対討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（工藤慎康） これをもって討論を終わりります。

◎ 議 案 採 決

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よつて、原案は可決されました。

○議長（工藤慎康） これより議案の採決をいたします。  
議案第三十二号、本件に同意することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立總員であります。よつて、本件は同意されました。

議案第一十四号、本件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多數であります。よつて、原案は可決されました。

議案第十一号、議案第十三号、議案第十八号、議案第二十五号及び議案第二十七号、以上五件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多數であります。よつて、原案は可決されました。

議案第三号、本件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多數であります。よつて、原案は可決されました。

議案第一号及び議案第十七号、以上二件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

◎ 請願陳情採決

○議長（工藤慎康） 起立總員であります。よつて、原案は可決されました。  
議案第一号、議案第四号から議案第十号まで、議案第十二号、議案第十四号から議案第十六号まで、議案第十九号から議案第二十三号まで、議案第二十六号、議案第二十八号から議案第三十一号まで及び議案第三十三号、以上二十三件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○請願陳情採決

○議長（工藤慎康） 次に、請願陳情の採決をいたします。

陳情受理番号第四号、本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は所管委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多數であります。よつて、本件は不採択とすることに決定いたしました。

請願受理番号第五号、本件は所管委員長報告どおり採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よつて、本件は採択とすることに決定いたしました。

議案第一号及び議案第十七号、以上二件は所管委員長報告どおり原案に賛成の方は御起立を願います。

○特定付託案件閉会中の継続審査採決

○議長（工藤慎康） 次に、お諮りいたします。委員会審査報告書中、特定付託案件について問合中の継続審査の申出があります。これを継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、やむよう決定いたしました。

### ◎ 発 議 案 上 程

令和7年12月8日

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

○議長（工藤慎康） 発議案が提出されましたので、配付しております。

発議第四号から発議第八号までを一括議題といいたします。

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提出者（別紙）

田 中 順 造 阿 部 広 悅 清 水 悅 郎 森 内 之 保 留

T A C (漁獲可能量) 制度の実情に応じた柔軟な運用を求める意見書

工 藤 兼 光 三 橋 一 三 山 田 知 丸 井 格

11月1日から来年3月末までの間、小型スルメイカ釣り船による禁漁を発出した。

T A C制度は、水産資源を持続的に利用するため、科学的見地に基づき毎年特定の水産物の漁獲量を取り決めている制度である。今年は漁獲枠が大幅に減少されたスルメイカに関しては豊漁であり、漁の最盛期を迎える前に決められた漁獲枠に達している。その後度かの増枠がされたが、すぐに上限を超え、禁漁措置が継続された状態になっている。

高 橋 修 一 蜂 沢 正 勝 寺 田 達 也 齊 藤 範

スルメイカの漁師は、ここ数年間続いている不漁に苦しんできたところであり、ある程度の収入を見込める兆しが見え始めたところであった。

山谷 清 文 柳 引 ユキ子 夏 堀 浩 一 工 藤 慎 康  
花 田 栄 介 谷 川 政 人 菊 池 黙 小 比 類 卷 正 規  
和 田 寛 司 木 明 和 人 大 崎 光 明 福 士 直 治  
成 田 陽 光 大 澤 敏 彦 工 藤 悠 平 井 本 貴 之  
工 藤 貴 弘 田 名 部 定 男 今 博 鶴 賀 谷 貴  
高 煙 紀 子 夏 堀 嘉 一 郎 小 笠 原 大 佑 川 村 恒  
斎 藤 孝 昭 大 平 陽 子 北 向 由 樹 大 澤 样 宏  
安 藤 晴 美 吉 俣 洋 田 端 深 雪 伊 吹 信 一  
夏 坂 修 後 藤 清 安 鹿 内 博 吉 田 ゆかり

現在のT A C制度は対象魚種が漁獲枠に達した場合に全国一律の規制となるため、地域間格差が発生しており、漁場の状況に応じた柔軟な漁獲枠配分が必要である。よって国においては、未来に渡り水産資源を守りながら水産業者の生活を守り合いを確保して永続的に経営を行っていくようにするために、海域の状況を適切に把握して柔軟に運用できるT A C制度の確立を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月8日

青 森 県 議 会

青森県議会議員

田中順造 阿部広悦 清水悦郎 薩内之保留

野生鳥獣による農作物被害対策を求める意見書(案)

工藤兼光 三橋一三 山田知丸 井裕

山谷清文 柳引ユキ子 夏堀浩一 工藤慎康

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和7年12月8日

青森県議会議長 工藤慎康 殿

花田栄介 谷川政人 菊池勲 小比類巻正規

和田寛司 木明和人 大崎光明 福士直治

成田陽光 大澤敏彦 工藤悠平 井本貴之

工藤貴弘 田名部定男 今博 鶴賀谷貴

高畠紀子 夏堀嘉一郎 小笠原大佑 川村悟

斎藤孝昭 大平陽子 北向由樹 大澤祥宏

安藤晴美 吉俣洋 田端深雪 伊吹信一

夏坂修 後藤清安 鹿内博 吉田ゆかり

提出者(別紙)

### 野生鳥獣による農作物被害対策を求める意見書

現在、青森県では農作物の鳥獣被害が増加しており、経済的損失だけではなく、農家の生産意欲を削ぐことに加え、人命が脅かされる事態にまで及んでいる。

農作物の被害額として令和6年は6,444万円であり、令和7年の特徴としてツキノワグマの出没件数が突出しており、10月末時点では過去最多の2,460件と昨年2倍を超えたほか、人身傷害では死傷者はないものの負傷者が10件で10人となっている。りんご園一帯では毎日どこかで食害を受けていることや、食べ物を探しながら川を伝つて他市町村へ広がっているため平野部でも出没するようになっており、本県でも役場内にまで侵入するケースも出でている。

また、近年は温暖化の影響もありニホンジカやイノシシが本県へ北上して定着、繁殖力が高くなり数が増加、食害も増加傾向である。特にニホンジカにおいては、食料が枯渇する冬期間にりんご樹の皮を食べる食害により園地の木々が弱体化または枯死より廃園をせざるを得ない状況に追い込まれた農家もある。身体的特徴としてニホンジカは150cmの障害を乗り越える跳躍力があるとされ、従来よりも高い防護柵を設置するといった新たな対策が必要となっている。

県では市町村と連携して対策の効率化や実施体制の強化に向けて取り組んでいることや、クマを探知して警告音を出すICT技術によるクマ撃退の実地試験や研究をするなど対策をしている。

鳥獣被害対策については現場に近い市町村が主体で取り組むこととなっているものの、数が増え続けており職員だけでは対応しきれないことやハンターの高齢化と数の急減、またハード面ではくくりわなや侵入防止柵の購入費用など、多くの問題を抱えており苦慮している。

一方、他県においては、市街地にクマが相次いで出没、住民の命が奪われるという痛ましい事件が多発しており、広い山林を有する本県も秋田県と同様に自衛隊派遣の要請やガバメントハンターの設置も必要となるとされており、早急な生態系の究明や頭数管理を行い、すみ分け対策が重要となってきた。

よって、国においては鳥獣による農作物被害の改善と、県民の命を守るために下記項目について対策を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年1月8日

青森県議会

4 第一種銃獵免許取得補助金や銃獵入の上限額の引き上げに加え、より高度な技術が必要となる夜間銃獵資格取得や専門的な知識を要する麻酔銃獵に係る必要な資格取得のための予算確保と取得しやすい制度を確立すること。

5 保護と管理を両立していくために生態系の解明や個体数管理が重要であることから、研究の推進や個体数管理を行うために必要な予算を確保すること。

### 記

- 1 電気柵や侵入防止柵、くくりわな、箱わな等の購入費用の上限を引き上げるため十分な予算措置を講ずるとともに、防鳥ネットの購入や忌避剤スプレー購入費用等の価格が上昇した場合、相応の補助金額とするよう予算を確保すること。
- 2 交付金の活用要件を緩和して、地域の事情に合わせた柔軟な制度とすること。
- 3 高齢化や不足しているハンターの担い手確保・育成を一層推進するため、鳥獣捕獲活動経費の増額を行うとともに、各自治体がガバメントハンターを早期に配置できるよう支援を講ずること。

[陸奥湾高水温被害]によるホタテガイ養殖の支援強化を求める意見書（案）

青森県議会議規則第 15 条の規定により提出する。

令和 7 年 12 月 8 日

青森県議会議長 工 藤 健 康 殿

提出者（別紙）

田 中 順 造	阿 部 広 悅	清 水 悅 郎	森 内 之 保 留
工 藤 兼 光	三 橋 一 三	山 田 知 丸	井 裕
山 谷 清 文	櫛 引 ユキ子	夏 堀 浩 一	工 藤 慶 廣
高 橋 修 一	蛇沢 正 勝	寺 田 達 也	齊 藤 節
花 田 栄 介	谷 川 政 人	菊 池 烈	小 比 類 卷 正 規
和 田 寛 司	木 明 和 人	大 崎 光 明	福 土 直 治
成 田 陽 光	大 澤 敏 彦	工 藤 悠 平	井 本 貴 之
工 藤 貴 弘	田 名 部 定 男	今 博	鶴賀 谷 貴
高 烟 紀 子	夏 堀 嘉 一 郎	小 岩 原 大 佑	川 村 恒
青 藤 孝 昭	大 平 陽 子	北 向 由 樹	大 澤 祥 宏
安 藤 晴 美	吉 俣 洋	田 端 深 雪	伊 吹 信 一
夏 坂 修	後 藤 清 安	鹿 内 博	吉 田 ゆかり

### 陸奥湾高水温被害によるホタテガイ養殖の支援強化を求める意見書

青森県陸奥湾のホタテガイ養殖は、本県の水産業の柱であるが度重なる高水温被害等により危機に瀕している。

今夏の異常な高水温により、陸奥湾の養殖ホタテガイの稚貝、半成貝、親貝の多くが大量に死している。これにより関連する水産加工業者の経営や雇用といった地域経済に甚大な打撃をもたらすことが懸念されている。併せて、残渣の大量発生による問題も発生している。

よって、国においては、漁業者及び関連水産加工業者の経営安定化を図るために、生産対策をはじめ、水産加工策、試験研究の推進や地方自治体への支援など、下記支援策を講じ、陸奥湾ホタテガイ産業の早期復興に対して支援を講ずるよう強く求める。

#### 記

- 1 親貝を確保する事業に対し強力に支援すること
- 2 稚貝確保のための対策を漁業者と連携し、進めること
- 3 高水温の環境下においても安定生産が可能な養殖技術の確立に向けた試験研究を加速すること
- 4 県や市町村が行う高水温被害対策事業や、残渣処理等に対して支援を講ずること
- 5 養殖中の種苗が被害を受けたことにより生じる損失についても、共済で保障されるよう拡充を図ること
- 6 漁業者の経営安定に向けた無利子・無担保による融資を行う制度を創設すること
- 7 ホタテガイ養殖に対する今後の課題に対応するため、漁業協同組合等関連団体との連携を強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月8日

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例案

青森県議会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和7年12月8日

青森県議会議長 工藤慎康殿

提出者 (別紙)

田 中 順 造	阿 部 広 悅	清 水 悅 郎	森 内 之 保 留
工 藤 兼 光	三 橋 一 三	山 田 知 丸	井 裕
山 谷 清 文	橋 引 ユキ子	夏 堀 浩 一	工 藤 慎 康
高 橋 修 一	蛇 沢 正 勝	寺 田 達 也	齊 藤 爾
花 田 栄 介	谷 川 政 人	菊 池 黙	小 比 類 卷 正 規
和 田 寛 司	木 明 和 人	大 崎 光 明	福 士 直 治
成 田 陽 光	大 澤 敏 彦	工 藤 悠 平	井 本 貴 之
工 藤 貴 弘	田 名 部 定 男	今 博	鶴 賀 古 貴
高 烟 紀 子	夏 堀 嘉 一 郎	小 笠 原 大 佑	川 村 智
齊 藤 孝 昭	大 平 陽 子	北 向 由 樹	大 澤 祥 宏
安 藤 晴 美	吉 俣 洋	田 端 深 雪	伊 吹 信 一
夏 坂 修	後 藤 清 安	鹿 内 博	吉 田 ゆかり

提  
案  
理  
由

行うことができるとしている委員会に係る議事手続について、電子情報処理組織を使用する方並にナ

文書等により行つてはされてい「文書等」(代理又は文書等による意思の表示)」を加える。

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

附  
則

第十一十六条の二第三項中「前条」の下「」(代理又は文書等による意思の表示)」を加える。

使用する方法により「」に改める。

第十一十六条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を

その通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第十一十六条

報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と

2 前項の規定にかかるず、同項の規定における申出は、委員長が定めたところにナリ、委員長が定める電子情

第二十二条に次の二項を加える。

青森県議会委員会条例(昭和三十二年九月青森県条例第三十四号)の一一部を次のナリに改正する。

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会議員

青森県議会議規則の一部を改正する規則案

青森県議会議規則第15条第1項の規定により提出する。

令和7年12月8日

田中順造　阿部広悦　清水悦郎　森内之保留  
工藤兼光　三橋一三　山田知丸井裕

山谷清文　櫛引ユキ子　夏堀浩一　工藤慎康

高橋修一　蛇沢正勝　寺田達也　齊藤爾

花田栄介　谷川政人　菊池烈　小比類巻正規

和田寛司　木明和人　大崎光明　福士直治

成田陽光　大澤敏彦　工藤悠平　井本貴之

工藤貴弘　田名部定男　今博　鶴賀谷貴

高畠紀子　夏堀嘉一郎　小笠原大佑　川村悟

斎藤孝昭　大平陽子　北向由樹　大澤祥宏

安藤晴美　吉俣洋　田端深雪　伊吹信一

夏坂修　後藤清安　鹿内博　吉田ゆかり

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

附則

2. 前項の電磁的誘導により行なわれた操作等につきては、当該作成等に関するこの規則の規定

(電磁的記録による作成等) 第百一十五条 この規則の規定(第二十九条第一項(第八十五条において準用される場合を除く。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存するに(次項において「作成等」といふ。)が規定されているものについては、当該規定に定める限り、当該文書等に係る書類の記載事項

分了問題。以下の項目から第五項目を除いたもので問題。「」にす。

6 議会等に對して通知を行ひ、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に對して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちのその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合の他の当該通知のうち第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことと困難又は著しく不適当と認めた場合は、議長が定める場合には、議長が定めることにより行ふこととする。

用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいすれか早い時( )に当該者に達したものとみなす。

◎ 発議案採決

田嶋議長

○議長（工藤慎康）お諮りいたします。発議第四号から発議第八号までは、提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論はいずれも省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康）御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより発議案の採決をいたします。

発議第四号から発議第八号まで、以上五件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康）起立総員であります。よって、原案は可決されました。

なお、意見書の取扱いについては本職に御一任願います。

◎ 議員派遣

○議長（工藤慎康）議員の派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第二百二十三条第一項の規定により、配付しておりますとおり、派遣を決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康）御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議員の派遣について

○議長（H藤慎康） 以上をもって議事は全部終了いたしました。

◎ 閉会挨拶

No. 1
派遣議員 安藤 晴美、吉俣 浩、田端 深雪
派遣期間 令和7年12月16日から12月18日まで
派遣場所 1 長野県長野市 災害時の医療的ケア児家庭に対する電源確保策と日常的な信頼関係づくりについての調査

2 新潟県柏崎市 原子力発設とむつ中間貯蔵施設についての調査
3 富山県富山市 (1) 小水力発電の現状と可能性、地域密着の再生可能エネルギーの展望についての調査
(2) クマなどの出没を早期に把握するための仕組みづくりについての調査

○議長（H藤慎康） 知事の御挨拶がありまます。——知事。  
○知事（畠山宗一郎） 県議会第1回～十四回定例会の閉会に当たり、御挨拶を申上げます。

今回の議会におまかせいたしまして、本日まで十九日間にわたり、本会議に提案いたしました令和七年度青森県一般会計補正予算案など十九件につきまして慎重な御審議をいたしました。それぞれ原案のとおり、御議決、御同意並びに御認定をいただき、誠にありがとうございました。

その執行に当たりましては、審議の過程において、議員各位からござだきました御意見を十分尊重し、最善の効果を収められよう、誠意を持って努力してこられたと存じます。

なお、併せて、去る十一月二十七日、二十八日及び十一月一日の三日間、インフルエンザの罹患に伴う議会を欠席いたしましたが、心よりおねがい申し上げます。

No. 2
派遣議員 川村 悟、斎藤 孝昭、大平 陽子、北向 由樹、 大澤 祥宏
派遣期間 令和8年1月13日から1月15日まで
派遣場所 1 鹿児島県鹿児島市 世界自然遺産屋久島に関する調査

2 鹿児島県熊毛郡屋久島町  
(1) 屋久島環境文化村構想の取り組みに関する調査  
(2) 屋久島世界遺産センターの役割や施設の特徴に関する調査  
(3) ヤクスギランド及び紀元杉等の現地調査

やい、今年も余すところあと僅かとなりました。今年は青森県基本計画「青森新時代」への架け橋をはじめとした各種施策を着実に推進するべく、長引く物価高への各種支援、記録的豪雪に対する除排雪体制の強化や、ロハス林木の確保対策、ホタテガイ養殖業の再生に向けた緊急支援など、直面する課題にも機動的に対応してまいりました。引き続き、県民の皆様が青森県の未来に希望を持てるよう、青森市時代の挑戦を進めさせていただきます。

また、来月はよいよ青の煌めきあおもり国スポーツ・障スポーツ大会の開催の幕開けとなる冬季国スポーツが始まります。青森県がスポーツで一つになると、県民の心がスポーツで一つになる、やうした大会を目指し、全県を

挙げて盛り上げてまいります。議員各位におかれましては、引き続きの御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、歳末を迎えるに当たり、一層の御自愛の上、よいお年を迎える心からお祈り申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

#### ◎閉会宣告

○議長（工藤慎康）これをもって第三百二十四回定例会を閉会いたします。

午後一時五十三分閉会